

総合型地域スポーツクラブ設立準備補助事業実施要項

1 趣旨

生涯スポーツ社会の実現を図るため、子どもから高齢者まで誰もが、年齢、興味、関心、技術・技能レベルに応じて、いつまでも参加できる総合型地域スポーツクラブ（以下「総合型クラブ」という。）を設立し、地域住民による自主的・主体的なスポーツクラブの組織化及び定着化を推進する。

2 事業実施者

市町村体育協会

総合型クラブ設立のために、すでに準備委員会等を立ち上げて準備を進めている市町村体育／スポーツ協会（以下「市町村体協」という。）及び市町村体協が中心的な役割を担っている団体を含む。

3 事業対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

4 事業対象年限

- (1) 令和4年度中に総合型クラブを設立する場合は、設立される日（クラブの理念・目的等を定めた規約が成立する日）までとする。
- (2) 本事業は、2年間継続することができるが、申請は1年ごとに行う。ただし、補助金交付要綱第14条（補助金の取り消し）により継続できないことがある。

5 事業内容

事業内容は、総合型クラブを設立するために行う次に掲げる事業を対象とする。

- (1) 設立準備委員会の開催
市町村体協を中心として地域の体育・スポーツ関係者、有識者、市町村教育委員会等からなる設立準備委員会を設置し、総合型クラブの組織化に向けて設立までの年間計画等に基づく事業
- (2) 設立総会の開催
設立準備委員会や会員となるメンバーが、地域住民とともに総合型クラブの設立について情報確認、共有し、地域社会に対して設立を宣言する総会開催のための事業活動
- (3) 調査活動の実施
地域住民のスポーツ実施状況及び地域住民のスポーツに対する意識やニーズを把握し、総合型クラブ設立後の活動内容を検討するための調査に係る事業
- (4) 広報活動の実施
地域住民や既存スポーツ団体等を対象に、広報誌や会員募集用のパンフレットを作成するなどの広報に係る事業
- (5) 先進総合型クラブの視察調査の実施
すでに設立して活動している県内外の総合型クラブを視察調査し、総合型クラブ設立に向けた取り組みやクラブ設立後の運営等の参考とするための事業
- (6) 講習会、研修会の開催・派遣
準備委員会設立後の総合型クラブを運営する中心的な立場となる役員及び指導員、クラブマネージャーの資質向上の講習会や研修会の開催及び、外部の講習会・研修会への派遣
- (7) スポーツ教室やスポーツ交流大会等のプレ事業の開催
地域住民を対象に、総合型クラブへの加入促進や地域住民に対する参加への動機づけを

図ることを目的とするプレ事業としてのスポーツ教室やスポーツ活動等の開催

(8) 準備委員会等の事務処理

準備委員会等の事務担当者に対する人件費の支出。ただし、事務担当者が他に正職員として職業を得ている場合は、対象外とする。

(9) 事務所開設に関する工事等

事務所を開設するための電話回線・インターネット回線工事及びその回線の使用

【注1】本事業は準備委員会設立後の活動に対して支援を行うことを目的とするものであり、設立準備クラブとなった市町村体協や団体が、従来から実施しているスポーツ教室や大会、講習会や研修会等を看板替えした事業や他団体への協賛支援事業は対象としない。

【注2】先進総合型クラブ視察は「みやぎ広域スポーツセンター事業」や「地域スポーツ普及事業」に同じ事業があるが、準備委員会委員や指導者、マネジャーを対象に設立準備クラブが独自でかつ、多人数で視察を行う場合を対象とする。

【注3】事務所は地方公共団体又は指定管理者から無償貸与され、かつ、事務所開設に係る経費負担を求められた場合を想定している。個人所有の事務所については対象外とする。

6 募集対象団体

(1) 市町村体協

(2) 市町村体協が中心的な役割を担い、緊密な連携のもとに総合型クラブ設立を目指す次に掲げる団体、この場合、申請者は市町村体協とする。

- ① スポーツ少年団
- ② 主としてスポーツ活動を行っているクラブ、チーム、サークル等の団体
- ③ その他総合型クラブの設立を目指す団体

7 募集条件及び補助限度額

(1) 募集条件

- ① 総合型クラブ未設置の市町村体協を優先する。
- ② なお、総合型クラブ設置済の市町村体協も応募することができる。
- ③ また、同一の市町村体協から複数応募することができる。
- ④ 地域スポーツ普及推進事業を同時に申請してもよいが、同じ内容の事業を県体協補助事業に経費を請求することはできない。
- ⑤ スポーツ振興くじ助成と同時に申請してもよいが、同じ内容の事業を県体協補助事業に経費を請求することはできない。
- ⑥ 総合型クラブを設立するため、公営競技等の補助・助成等を申請している市町村体協は申請できない。

(2) 補助限度額50万円とする。

8 申請方法及び決定

別に定める「総合型地域スポーツクラブ設立準備補助事業補助金交付要綱」による。

9 申請書の提出締切 令和4年5月31日(火)